

所得税の確定申告相談 住民税の申告 始まります

☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

■申告期間

2月16日(木)～3月15日(水) 9時～12時、13時～15時

※土曜日、日曜日、祝日を除く

〈休日受付〉2月26日(日) 9時～12時

■申告場所

加東市役所2階 201会議室

■対象

令和5年1月1日時点で、加東市に住民登録がある方

■対象所得

令和4年1月1日～12月31日の所得

■市で受付できる申告相談

- ☐ 給与所得者および年金受給者にかかる申告
- ☐ 白色申告者(おおむね事業等所得300万円以下の方)
- ☐ 住民税申告が必要な方

■市で受付できない申告相談

- ☐ 高額な事業所得 ☐ 譲渡所得
- ☐ 先物取引にかかる雑所得等 ☐ 青色申告
- ☐ 増改築等にかかる住宅借入金等特別控除
- ☐ 共有名義の住宅借入金等特別控除
- ☐ 雑損控除にかかるもの
- ☐ 損失の繰越にかかるもの ☐ 過年の申告
- ☐ 消費税 ☐ 相続税 ☐ 贈与税等

☆所得税の確定申告をした場合は、同時に住民税申告を行ったことになります。

■自営業、農業等の事業による収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)

■生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方

■公的年金等受給者で、下記の①、②のいずれかに該当する方

①年金収入金額が400万円を超える方 ②年金以外の所得金額が20万円を超える方

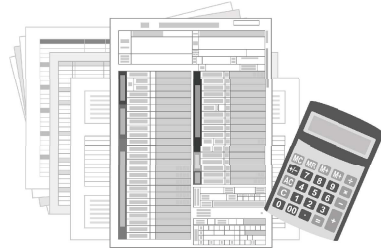
■土地、建物等の貸付けまたは譲渡による収入がある方

■給与所得者で、下記の③～⑤のいずれかに該当する方

③給与収入金額が2,000万円を超える方 ④2か所以上から給与の支払いを受けている方

⑤給与以外の所得金額が20万円を超える方

⑥令和4年1月1日から12月31日までに退職し、年末調整を受けなかった方



■非上場株式にかかる配当所得がある方

■シルバー人材センター・外交員等の報酬がある方

■加東市の国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、収入がない方

■給与収入金額が93万円を超え、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方

■公的年金等収入金額が、次の金額を超え、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方

☐ 昭和33年1月2日以後に出生した方 ⇒ 98万円 ☐ 昭和33年1月1日以前に出生した方 ⇒ 148万円

※上場株式等の配当所得や譲渡所得(源泉徴収がある特定口座に限る。)は、所得税と住民税で異なる課税方式を選ぶことができます。この場合、次のいずれかの手続きが必要です。

☐ 確定申告書の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に“○”を記入する

☐ 住民税の納税通知書が届くまでに、確定申告書に加えて、住民税申告書を提出する

■申告に必要なもの

㊦申告者の個人番号が確認できる書類

例 マイナンバーカード、個人番号通知書

㊧申告者の本人確認書類

例 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート

※代理人が申告する場合は、申告者本人の㊦、㊧の両方の写しが必要です。

㊨給与、公的年金等に係る源泉徴収票、報酬等支払調書

㊩事業所得(営業・農業所得★)または不動産所得の場合は、あらかじめ作成された年間の収支内訳書

㊪国民年金、生命保険、地震保険等の保険料の控除証明書

㊫医療費控除を受ける場合は、あらかじめ作成された医療費控除の明細書 ★

㊬寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書

㊭還付申告の場合は、振込先が確認できる申告者名義の通帳等

◎申告する場合、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されませんので、受領証をご持参ください。

◎申告内容によって、上記以外に必要なものがありますので、事前に確認してください。

★様式を市ホームページに掲載しています。ご利用ください。



スマートフォンで申告できます

マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、ご自宅で簡単に確定申告ができます！また、申告したデータはスマートフォンに保存されるため、いつでも確認することができます。

☆スマートフォン申告のやり方は、国税庁ホームページで確認できます ▶



◎スマートフォン申告サポートブース 開設！

スマートフォン申告が不安な方のために、市役所相談会場内に、スマートフォン申告のサポートブースを開設します。この機会に、スマートフォン申告に挑戦してみたいはいかがでしょうか。

■開設期間

☐ 2月22日(水) 13時～15時 ☐ 2月24日(金)～3月15日(水) 9時～12時、13時～15時 ※土曜日、日曜日、祝日を除く

〈休日開設〉2月26日(日) 9時～12時

■必要なもの

☐ 確定申告に必要な書類一式 ☐ マイナンバーカード

☐ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード(カード受取時に設定したもの)

☐ スマートフォン(マイナポータルアプリ対応機種) ※対応機種一覧はこちら ▶



■事前準備

スマートフォン申告をするには、事前にアプリのインストールが必要です。

☐ マイナポータルAP ☐ 対応のウェブブラウザ ⇒ 〈Android〉Google Chrome 〈iOS〉Safari



☎総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396



税務署からのお知らせ

パソコン・スマートフォンで確定申告 e-Tax

パソコンやスマートフォンで、国税庁ホームページにアクセスし「確定申告書等作成コーナー」にある国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して、確定申告を行うことができます。

◎e-Tax 便利Point！

☐ 画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算される

☐ マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、自宅からe-Taxで送信できる

☐ スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力される

☎e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901



確定申告会場

■開設期間 2月16日(木)～3月15日(水) 9時～16時

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

■場所 社税務署

※入場には、入場整理券が必要です。整理券は社税務署で配付しているほか、国税庁公式LINEでも受け取れます。配付状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。※来署の際はマスクの着用をお願いします。

※スマートフォンや筆記用具をご持参ください。

☎社税務署 ☎42-0223

～要介護認定を受けている方・その扶養者の方へ～ 障害者控除が受けられる場合があります

要介護認定を受けている方で、下記の対象となる場合は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。この認定書は、本人、配偶者、または扶養親族が所得税法上の障害者控除を受けるために必要です。

交付を希望される方は、対象の可否について、事前に高齢介護課までお問い合わせください。

■対象

令和4年12月31日(令和4年中に亡くなられた場合はその日)時点で、下記の①～③の全てに該当する方

①65歳以上の方

②身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けていない方

③次の㊦、㊧のいずれかに該当する方

㊦要介護1～5で、その認定にかかる主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはM

㊧要介護4・5で、その認定にかかる主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはC

■申請に必要なもの

☐ 対象者の介護保険被保険者証(ピンク色)

☐ 来庁者の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証

☎健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440